

岐阜県地域連携パス 乳がん運用要項

2020. 4. 1 改訂

本要綱の対象連携パス

乳がんパス（治療後）

目的

- 1) 地域としての医療機関の機能分化を明確化し、連携パスを用いることによって医療レベルの向上を図る。
- 2) 定期的な検査を、重複を避けながら確実に施行し、乳がん術後の経過観察と乳がん再発の発見を図る。

対象症例

乳がん術後で、外来にて経過観察する症例を対象とし、stage の制限は行わない。

基本原則

運用期間

連携パス運用の開始時期は各病院の決定に委ねられるが、術後補助化学療法中の患者は、その治療終了後から運用を開始する。運用期間は術後10年間とする。

- 1) 病院において手術を受けた患者について、退院時及び退院後早期に連携する、かかりつけ医を決定し、そのかかりつけ医に対し地域連携パスによる共同診療を依頼する。

診療内容

- 2) 原則として、臨床症状を含めた日常の管理はかかりつけ医が行うものとする。
- 3) 各医療機関への通院は、病院では病態に応じて6ヶ月－12ヶ月毎とする。かかりつけ医では、3ヶ月－6ヶ月毎とする。各年6ヶ月目の通院は、病院、かかりつけ医いずれで実施しても可能とし、運用開始時に確認する。
- 4) 検査については、実施する時期を連携パスシート（共同診療計画書）に記載し、詳細を別表に「検査項目一覧表」として示す。かかりつけ医への共同診療依頼時には、「検査項目一覧表」の写しをかかりつけ医に郵送する。検体検査などは、保険診療範囲内で行う。
- 5) 詳細な検査（CT／シンチ）は病院にて行う。超音波検査、マンモグラフィ、CT、MRIなどの検査は病院側で行うことを原則とするが、かかりつけ医での施行も可とする。（検査の分担は病院、かかりつけ医の相談で決める。）
- 6) マンモグラフィは、年に1回を原則とし病院で行う。（かかりつけ医で可能な場合は、相談可）乳腺超音波検査は必要時に6ヶ月－12ヶ月毎、CT・MRIは造影検査で必要時に12ヶ月毎に行う。（肝転移の診断にはエコーのみでは不十分であるため）
- 7) 薬剤投与は、内容をパス開始時に病院にて決め、以後、原則としてかかりつけ医が行う

が、年末年始や連休などは病院側も適宜行う。

後発医薬品への変更は可とする。

情報共有

- 8) 各医療機関が行った検査結果は、必ず連携医療機関に対して情報提供する。これらの検査結果は、連携医療機関への次回定期受診日に合わせて「診療情報提供書」を添えて提供する。
- 9) 診療情報提供書には、診療上特に注意を要する箇所について病院側が記載し、かかりつけ医と患者情報を密接に共有していくものとする。

注意点

- 1) 腫瘍マーカーの変動、明らかな腫瘤病変や、リンパ浮腫の発生時は病院の受診を勧める。
- 2) エコーの各年6ヶ月目は、病院、かかりつけ医いずれで実施しても可能。
経過観察すべき結節がある場合は、期間を短縮する。

パスの運用

- 1) チェックボックスの記載
情報提供、検査、治療などは行ったらチェックをする。
達成目標は達成できたらチェック、できなければバリエーションとなる。
患者は着色で示した自覚症状に関する項目をチェックして来院する。
病院、かかりつけ医は、その都度手帳の最新記載欄を保存する。手帳は患者が保持して来院時に持参する。
パスに途中から参加する際には、該当する術後月数の部分からチェックを開始し、より以前のカラムには大きく×をし、誤記を防ぐ。
- 2) パスの逸脱（バリエーション）について
達成目標が達成できない場合を、バリエーションという。
バリエーションには、治療方法などの修正の上で、パスを継続するレベルのもの（例 肝機能異常など）と、パスを中止（脱落）するレベルのもの（例 乳癌の再発、死亡、治療の中断）などがある。
また、バリエーションの発生要因を以下の9つに分類する。

【バリエーション発生要因】

1. 死亡
2. 転居
3. 再発
4. 他疾病の発症

5. 通院困難
6. 病院のみ受診
7. かかりつけ医のみ受診
8. 未受診
9. その他

- 3) バリアンスの連絡について
バリアンスが発生した場合は、病院、かかりつけ医間で連絡を取り合うこととする。その他不明の点についても連絡を行う。
- 4) 地域連携担当部署は、FAX の授受などを行う。この FAX を用いて事務的な連絡も行う。